「七人の侍」いざ参らん

広島弁護士会災害対策委員長　今田健太郎さん

専門家集団の被災地派遣

西日本豪雨から4カ月。住宅が各地の現場に足を運んでいます。未曽有の災害ですから被災地の弁護士会としても全力でサポートしたい。土砂撤去や住宅などの専門家グループを現場に派遣する仕組みが必要だ」と訴えるのは、広島弁護士会の災害対策委員長を務める今田健太郎弁護士(42)だ。実際に被災地へ出向き、住民たちと膝詰めで話し合ってきた。被災者支援の現状や課題を聞いた。(論説委員・下久保聖司、写真・田中慎二)

―12人が犠牲になり、多くの家屋が全半壊した広島県熊野町の住宅団地、大原ハイツで被災者支援に当たっています。

私以外にも多くの弁護士仲間が支援ができるはずです。

―相談を待つのではなく、被災地への「七人の侍」の派遣を提唱するのはなぜですか。

被災者の中には体が不自由だったり、遠く離れた役所までの交通手段がなかったりする人もいます。とかく行政には、手続きを願い出た人には救済の手を差し伸べる「申請主義」の面があります。これからは大災害時はもとより、積極的に受け手のいる場所に出向き、働き掛けるという意味の「アウトリーチ」の取り組みがますます求められていくのではないでしょうか。

だからこそ、7人の侍にはぜひ自治体職員にも加わってもらいたい。被災地で見聞きしたことを役所内で共有し、支援体制の拡充に役立ててほしい。何より個別ニーズをつかむことは復旧・復興の迅速化や、効率的な予算投入にもつながります。

―具体的に教えてください。

例として仮設住宅や復興公営住宅を挙げましょう。過去の被災地では造り過ぎから、空家が目立つケースもありました。被災者の現状や将来計画をしっかり把握すればコストが省ける。浮いた予算を自宅の修繕補助に回すことができれば、空き家も増やさずに済みます。

被災者の心身を専門家が丁寧にチェックすれば、災害関連死や孤独死が防げ、長期的には医療費の有効活用にもなるはずです。被災者と向き合って私自身、「災害は社会の縮図」という思いを強くしました。

―確かに、いろんな現代的な課題が指摘されていますね。

非常時なので際立って見えますが、空き家増加や高齢化社会は各地域がもともと抱えてきた問題です。インターネットが身近な世代と高齢者の「情報格差」は今回、支援情報を集める上でも大きな差が出ました。

若者が減る中、自主防災の機能をどう維持するかも考えるべきでしょう。西日本豪雨をきっかけに地域の将来や予算の使い方、行政事務の在り方などをしっかり検証し、災害に強く持続可能な社会の構築を目指さねばなりません。法律の専門家として力になれればと思います。

面のカウンセラーや生活設計のファイナンシャルプランナーの知見も求められています。地元の行政職員も、欠かせない存在と言えます。

この専門家集団が、黒沢明監督の映画タイトルのように、被災者を救う「七人の侍」となれればと思っています。実際、専門家のさらなる貢献に向けた協定が10月末に結ばれました。

―どのような協定ですか。

広島県と県内13市町はそれぞれ、被災者の心身のケアや生活支援を中・長期的に担う拠点として「地域支え合いセンター」を置いています。要請があれば、弁護士や税理士、建築士、介護福祉士など、いわゆる「士業」などの14団体でつくる「県災害復興支援士業連絡会」が専門家を派遣することになりました。

このセンター自体、「広島モデル」として全国から注目されています。今後より一層、被災者の抱える問題点を把握しやすくなり、オーダーメードの個別

いまだ・けんたろう　東広島市生まれ。一橋大法学部卒。ゼネコン大手の鹿島を経て、01年司法試験合格。東京の法律事務所で勤務後、08年に広島で弁護士法人あすか設立に参画。広島弁護士会副会長などを務め、現在は日弁連災害復興支援委員会副委員長。

中国新聞　２０１８年１１月７日